

学童保育所利用者 各位

佐倉市長 西田 三十五
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学童保育所の休所について

日頃より、学童保育所の運営にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

千葉県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、佐倉市内においても感染者が増加していることを踏まえ、感染拡大防止策を強化するため、学童保育所においても、全施設臨時休所の対応としておりますが、国・県の新たな見解が示されていないこと等も含め、小中学校の休校の延長が決定したことにより、学童保育所についても休所の対応を延長することといたします。

なお、保護者が社会生活を維持するうえで必要な事業に従事している等の事情がある家庭やひとり親世帯で就労をしなければならない世帯などを対象に、引き続き特別保育を実施することといたしますので、特別保育が必要となる方につきましては「特別保育申請書」の提出をお願いいたします。

また、就労先への電話確認や業務に従事しなければならないことを証明できる書類等を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

記

1. 休所期間: 令和 2 年 5 月 7 日(木)～当面の間
2. 手続き等 : 新たに特別保育を希望する方は「特別保育申請書」を提出してください。
現在、特別保育を受けている方も再度、申請書の提出をお願いいたします。
3. 提出日 : 5 月 8 日(金)までに在籍する学童保育所へ提出をお願いします。
提出が間に合わない場合は、利用する施設へ電話でご一報をお願いします。
4. その他 : ・就労先から勤務がある旨の証明書等の提出をお願いする場合があります。
・特別保育利用者数に応じて合同保育を行う場合もございます。
・各小学校での一時預かりはこれまで通り実施いたしますので、5 校時までは学校での預かりとなります。(臨時登校日を除く)
・一時登校等が実施する場合は、朝から学童保育所を開所し、一時登校該当学年以外の受け入れを行います。
・引き続き家庭保育に協力いただける方は、利用料金の減免対応をいたします。(日割り計算は無し)
・6 月以降も延長となる場合は、再度申請していただくこととなります。

【問い合わせ先】

佐倉市子育て支援課
子育て支援班
電話 043-484-6246

新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所特別保育申請書

令和2年5月 日

(宛先) 指定管理者
民間学童保育所

保護者 住所.....

氏名.....

電話.....

社会生活を維持するうえで必要な事業に従事している等の事情がある家庭やひとり親世帯で就労をしなければならない世帯などの事情があるため、学童保育所の特別保育の利用を申請します。

児 童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名		性 別	男・女
特別保育期間		令和2年5月7日 ~ 令和2年5月30日		
学童保育所名称		【学年】_____年		

【利用予定日】 利用日に○をお願いします。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			5/7	5/8	5/9
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23
5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30

※就労状況について、就労先への確認をさせて頂く場合があります。

※児童・保護者共に、マスク等の着用をお願いいたします。

※37.5℃以上の発熱等がある場合は、学童保育所の利用を控えてください。

※登所後に、37.5℃以上の発熱がある場合は、施設から保護者の方にご連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。

※6月以降も延長となった際は、再度、特別保育申請を行っていただきます。

利用料金減免申請書

令和2年5月7日

(宛先)

保護者 住所
氏名
電話

新型コロナウイルス対応に伴い家庭保育を行うため、利用料金の免除を受けたいので申請します。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
学 童 保 育 所 名 称	【学年】 ____ 年		
減 額 ・ 免 除 申 請 期 間	令和2年5月 ~ 令和2年5月		
該当する申請理由に○をしてください。			
<input type="checkbox"/>	(1) 生活保護受給世帯	免除	
<input type="checkbox"/>	(2) 前年度の市民税が非課税で母子世帯、父子世帯又は在宅障害者のいる世帯	免除	(添付書類) 前年度の課税（非課税）証明書又は納税通知書（写）
<input type="checkbox"/>	(3) 前年度の市民税所得割課税額が1万円以下となる世帯（世帯構成員2人以上の所得がある場合にはその合計額とする）	1/2の額 （午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る利用料金を除く。）	(添付書類) 前年度の課税（非課税）証明書又は納税通知書（写）
<input type="checkbox"/>	(4) 入所児童が2人以上いる世帯	1/2の額 （午前七時から午前八時までの保育及び午後六時から午後七時までの保育に係る利用料金を除く。） （3）に該当する場合は、減額後の額の1/2の額）	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5) その他	基本料金分（7,000円）を免除	